【Ⅰ－３－(1)園則：園則兼運営規程（作成例）】

**【幼保連携型認定こども園園則作成例】**

認定こども園〇〇〇園　園則

（目的）

第１条　この認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

（運営の方針）

1. この認定こども園の運営方針は、次のとおりとする。
2. ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。
3. ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○。

（名称）

第３条　この認定こども園は、認定こども園○○○園という。

（所在地）

第４条　この認定こども園は、栃木県○○市○○町○○番地に置く。

（入園者）

第５条　この認定こども園に入園できる者は、小学校就学の始期に達するまでの者とする。

（教育・保育の内容）

第６条　この認定こども園の教育課程その他教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領による。

(子育て支援の内容)

第７条　この認定こども園の地域の保護者に対する子育て支援の内容は、次のとおりとする。

（1）　（各園の子育て支援の内容を記載）

（2）　（同上）

（3）　（同上）

（4）　（同上）

（定員等）

第８条　この認定こども園の認可定員及び利用定員は、以下のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　　分 | 認可定員 | 利用定員 |
| １号認定こども | 人 | 人 |
| ２号認定こども | 人 | 人 |
| ３号認定こども（０歳児） | 人 | 人 |
| ３号認定こども（１歳児及び２歳児） | 人 | 人 |
| 合　　計 | 人 | 人 |

２　満３歳以上の園児に対して編成する学級は、○学級とする。

(学年・学期)

第９条　この認定こども園の学年は、４月１日から翌年３月３１日までとし、次の３学期に分ける。

　　　第１学期　４月１日から　７月３１日まで

　　　第２学期　８月１日から１２月３１日まで

　　　第３学期　１月１日から　３月３１日まで

(休園日)

第１０条　この認定こども園の休園日は、次のとおりとする。

　　(1) 日曜日

 　 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

　　(3) １２月２９日から１月３日まで

　(4) 土曜日（保育を必要とする園児以外の園児に限る。）

　　(5) 夏期休業　○月○○日から○月○○日まで（同上）

　　(6) 冬期休業　○月○○日から○月○○日まで（同上）

　　(7) 春期休業　○月○○日から○月○○日まで（同上）

２　教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休園日に保育を行うことがある。

３　非常災害等真にやむを得ない事情があるときは、臨時に保育を行わないことがある。

(始業、終業時間)

第１１条　この認定こども園の教育時間の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。ただし、季節により変更することがある。

 (1) 始業時間　午前○時

 (2) 終業時間　午後○時

２　この認定こども園の平日及び土曜日における保育時間の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

 (保育標準時間・平日)

　 (1) 始業時間　午前○時○○分

　 (2) 終業時間　午後○時○○分

 (保育短時間・平日)

(1) 始業時間　午前○時○○分

(2) 終業時間　午後○時○○分

(保育標準時間・土曜日)

　 (1) 始業時間　午前○時○○分

　 (2) 終業時間　午後○時○○分

 (保育短時間・土曜日)

(1) 始業時間　午前○時○○分

(2) 終業時間　午後○時○○分

(開園時間)

第１２条　この認定こども園の開園時間は、次のとおりとする。

(平日)

(1) 開園時間　午前○時○○分

　(2) 閉園時間　午後○時○○分

(土曜日)

(1) 開園時間　午前○時○○分

　(2) 閉園時間　午後○時○○分

(職員組織)

第１３条　この認定こども園には、次の職員を置く。

(1) 園長　１名

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

1. 副園長　○名

副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。

1. 教頭　○名

教頭は、園長（副園長を置く園にあっては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

1. 主幹保育教諭　○名

園長（副園長を置く園にあっては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の保育をつかさどる。

1. 指導保育教諭　○名

園児の保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

1. 保育教諭　○名

園児の保育をつかさどる。

1. 主幹養護教諭　○名

園児の養護をつかさどり、並びに養護教諭に対して、必要な指導及び助言を行う。

1. 養護教諭　○名

園児の怪我等の応急処置を行い、健康診断等を通して、園児の心身の健康をつかさどる。

　(9) 園医　○名

健康相談、保健指導、健康診断等のほか、園における保健管理に関する専門的事項に関する指導を行う。

1. 園歯科医　○名

健康相談、保健指導、健康診断（歯の検査）等のほか、園における保健管理に関する専門的事項に関する指導を行う。

1. 園薬剤師　○名

環境衛生検査、健康相談、保健指導等のほか、園における保健管理に関する専門的事項に関する指導を行う。

1. 調理員　○名

給食、おやつ等の調理を行う。

1. 事務職員　○名

園の事務を行う。

1. 運転手　○名

園児の送迎等を行うバス等の運転を行う。

(入園）

1. この認定こども園に入園するときは、本園に、入園申込書を提出し、契約するものとする。ただし、保育を必要とする子どもについては、事前に居住する市町村の利用調整を受けるものとする。

２　１号認定こどもについては、入園希望者が利用定員を上回る場合は、この認定こども園の建学の精神に基づき選考を行う。

(休園・退園)

第１５条　休園又は退園をしようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

(卒園)

第１６条　この認定こども園の所定の保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

(表彰)

第１７条　心身の発達が著しく他の模範となる者は、これを表彰することがある。

(利用者負担額等)

第１８条　この認定こども園の基本保育料は、園児が居住する市町村が定める額とする。

２　この認定こども園は、前項に定めるほか、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる経費について、特定負担額（上乗せ徴収）として以下のとおり設定し、その支払いを利用者から受けるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定負担額（上乗せ徴収） | 負担額 | 納付時期 |
| （例示）施設整備費や施設維持費 | 〇〇〇円（年額） | ○○○○ |
| ○○○○利用のため | 〇〇〇円（月額） | ○○○○ |

３　この認定こども園は、前２項に定めるほか、教育・保育において提供される便宜に要する費用の実費の支払いを利用者から受けることがある。

(緊急時対応)

第１９条　この認定こども園の緊急時における対応は、次のとおりとする。

1. 園児に急な病状変化があった場合は、直ちに保護者が指定する医療機関に連絡を取り、保護者にも状況を報告する。
2. 園児に事故があった場合には、直ちに救急医療機関に連絡を取り、保護者にも状況を報告する。

（非常災害対策）

第２０条　園長は、震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるため、計画的な防災訓練と設備改善を図り、園児の安全に対して万全を期すものとする。

２　前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練については、少なくとも毎月１回行うものとする。

（虐待防止）

1. この認定こども園は、児童虐待防止法の定めるところにより、不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や児童相談所等関係機関と連携し、適切な対応を図るものとする。

(細則)

第２２条　この園則の実施に必要な細則は、園長が別に定める。

　　　附　則

　この園則は、平成〇〇年〇月〇日から実施する。